

株 主 各 位

東京都港区南青山七丁目1番5号
株式会社 グローバルダイニング
代表取締役社長 長 谷 川 耕 造

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成29年3月24日（金曜日）午後7時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月25日（土曜日）午前10時30分（受付開始10時00分）
2. 場 所 東京都港区南青山七丁目1番5号
島根イン青山 2階パインコート
※開催場所及び開始時刻が昨年とは異なりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。
3. 目的事項
報 告 事 項 1 第44期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
2 第44期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）
計算書類報告の件

【会場変更のお知らせ】

本総会は、昨年と開催場所及び開始時刻が異なります。また、株主懇談会の開催はございませんので、あらかじめご了承ください。

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. その他本招集ご通知に関する事項

インターネットによる開示について

監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と、当社ホームページに掲載の「連結注記表」及び「個別注記表」とで構成されております。

本招集ご通知の添付書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。（<http://www.global-dining.com/ir/>）

- ①連結計算書類のうち「連結注記表」 ②計算書類のうち「個別注記表」

5. 議決権の行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月24日（金曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平成29年3月24日（金曜日）午後7時までにご行使ください。

以 上

- ~~~~~
- (注) 1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.global-dining.com/>）において掲載することにより、お知らせいたします。
3. 株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は当社ホームページに掲載させていただく予定です。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて議案の賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成29年3月24日（金曜日）午後7時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて、複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0 以上を使用することができること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-652-031（午前9時～午後9時）

<議決権行使に関する事項以外のご照会> ☎ 0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

(添付書類)

事業報告

(自 平成28年1月1日)
(至 平成28年12月31日)

I 企業集団の現況

当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されるものの、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に対する不安などにより先行き不透明な状態で推移しました。

外食産業におきましても、消費マインドに持ち直しの動きがみられるものの個人消費は横ばいで推移し依然として不安定な状況が続いております。

こうした中、当社グループは、持続的な成長基盤を確立するため、第一に人材の発掘と育成に注力し、健康志向・インバウンド層などの多様化するマーケットに適応するメニューの作成やサービスの向上により顧客満足度を高めるための取り組みを実施いたしました。また、5月に新業態「L'IGNIS」を渋谷区恵比寿に新規出店し、ロサンゼルスの子会社サンタモニカに新業態「1212」をリニューアルオープンいたしました。その一方で経営資源の効率的運用及び収支改善を図るため、収益改善の見込めない「モンズーンカフェ麻布十番」を12月31日をもって閉店いたしました。その他、前期より引き続き居住性の向上のため既存店の一部改装も行っております。

この結果、当連結会計年度における売上高は、97億55百万円（前年同期比2.3%増）となり、当連結会計年度末の総店舗数は49店舗となりました。

また、損益につきましては、営業損失8百万円（前連結会計年度は営業利益1億42百万円）、経常利益9百万円（前連結会計年度は経常利益1億54百万円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純損失は、減損損失32百万円を特別損失として計上したことなどにより、80百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失22百万円）となりました。

企業集団の営業形態別の売上高

| 営業形態区分 | 売上金額 | 構成比 |
|-------------------|----------------------|-------|
| ラ・ボエム（イタリア料理） | 2,729 ^{百万円} | 28.0% |
| ゼスト（メキシコアメリカ料理） | 370 | 3.8 |
| モンsoonカフェ（アジア料理） | 2,458 | 25.2 |
| 権八（和食） | 2,467 | 25.3 |
| ディナーレストラン（国際折衷料理） | 888 | 9.1 |
| フードコロシアム（フードコート） | 235 | 2.4 |
| その他 | 606 | 6.2 |
| 合計 | 9,755 | 100.0 |

(注) 前連結会計年度まで「ラ・ボエム」に含めておりました「LB6」及び「LB8」は、「ディナーレストラン」へ変更しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資については、国内の新規出店と海外店舗の改装工事を中心に総額4億70百万円の投資を実施いたしました。

(1) 当連結会計年度中に開設した店舗

| 設備名 | 所在地 | 設備の内容 | 備考 |
|---------|------------|-------|-----------|
| L'IGNIS | 東京都渋谷区 | 店舗 | 平成28年5月開設 |
| 1212 | 米国カリフォルニア州 | 店舗 | 平成28年5月開設 |

(2) 当連結会計年度中に閉鎖した店舗

| 設備名 | 所在地 | 設備の内容 | 備考 |
|----------------|-------|-------|------------|
| モンsoonカフェ 麻布十番 | 東京都港区 | 店舗 | 平成28年12月閉鎖 |

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資または長期社債発行による資金調達は行っておりません。なお、当期の設備資金等及び運転資金等の必要資金は、自己資金、借入金及び社債により賄っております。

④ 対処すべき課題

外食産業においては、市場規模の縮小や中食の台頭に加えて慢性的な人手不足、人件費高騰への対応といった問題を抱えております。このような状況の中、当社グループといたしましては、優秀な人材の採用・発掘と次世代経営幹部の育成を最重要課題として位置付け、健全な競争環境の整備を通じて秀でた能力のある人材を発掘・育成すること、並びに、マネジメントや商品知識を学ぶ集合研修・勉強会、各種認定試験、料理・サービスコンテストの開催といった各種社員教育プログラムの拡充による従業員の意識・能力向上に努めております。

さらには、インバウンド層への対応を含めたグローバル人材や、女性の短時間勤務ニーズを捉えた採用・制度の充実に取り組んでまいります。

また、これまでフルサービスを提供するレストランを主体として展開してまいりましたが、将来の人口減少や高齢化、未婚率や夫婦共働き世帯の増加を考えますと、顧客の利便性を考えたサービスの展開が必要であると認識しております。「デリバリー」「テイクアウト」「ファスト・ファインカジュアル」など、既存業態を活かした事業展開や新業態開発にも積極的に取り組んでまいります。

安心安全な食材の調達と顧客ニーズに合ったメニュー開発による商品力強化、そして店舗の改装や新規出店などの設備投資は今後も継続し、より高いレベルの料理・サービス・空間の提供にこだわり続け、環境の変化や競争の激化に対応できる強固な経営体制の構築を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

⑤ 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第41期 (平成25年12月期) | 第42期 (平成26年12月期) | 第43期 (平成27年12月期) | 第44期 (当連結会計年度) (平成28年12月期) |
|---|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 10,932 | 10,198 | 9,537 | 9,755 |
| 営業利益又は営業損失(△) (百万円) | 170 | △151 | 142 | △8 |
| 経常利益又は経常損失(△) (百万円) | 234 | △74 | 154 | 9 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円) | 385 | △338 | △22 | △80 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円) | 38.36 | △33.67 | △2.28 | △7.97 |
| 総 資 産 (百万円) | 8,219 | 7,720 | 7,373 | 7,608 |
| 純 資 産 (百万円) | 4,418 | 4,242 | 4,225 | 4,118 |

(注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」としております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第41期 (平成25年12月期) | 第42期 (平成26年12月期) | 第43期 (平成27年12月期) | 第44期 (当事業年度) (平成28年12月期) |
|-----------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 10,279 | 9,513 | 9,410 | 9,445 |
| 営 業 利 益 (百万円) | 259 | 5 | 271 | 177 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 300 | 61 | 282 | 186 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) (百万円) | 129 | △180 | 105 | 96 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円) | 12.87 | △17.93 | 10.45 | 9.57 |
| 総 資 産 (百万円) | 8,410 | 7,918 | 7,717 | 8,030 |
| 純 資 産 (百万円) | 4,657 | 4,477 | 4,587 | 4,691 |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

⑥ 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当 社 の 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------------|-----------------------------------|--------------------|----------------|
| グローバルダイニング、インク、オブ カリフォルニア | 3,398,030千円 (US \$ 32,578,630) | 100.0% | レストラン経営による飲食事業 |

(注) 資本金の()内は、現地通貨で表示し、円換算は取得時の為替レートで算出しております。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

⑦ 主要な事業内容 (平成28年12月31日現在)

当社グループは、「ラ・ボエム」、「ゼスト」、「モンスーンカフェ」、「権八」、「デザイナーレストラン」などのレストラン経営による飲食事業を営んでおります。

⑧ 主要な店舗及び事業所（平成28年12月31日現在）

株式会社グローバルダイニング

(1) 本社事務所 東京都港区

(2) 店 舗

| 営業形態区分 | 店舗数 | 所在地別 | | | |
|-----------|-----|----------|----|---------|----|
| ラ・ボエム | 15 | 東京都中央区 | 2店 | 東京都港区 | 4店 |
| | | 東京都渋谷区 | 3店 | 東京都世田谷区 | 2店 |
| | | 東京都新宿区 | 1店 | 神奈川県横浜市 | 1店 |
| | | 東京都目黒区 | 1店 | 大阪府大阪市 | 1店 |
| ゼスト | 4 | 東京都中央区 | 1店 | 東京都港区 | 2店 |
| | | 東京都渋谷区 | 1店 | | |
| モンsoonカフェ | 12 | 千葉県浦安市 | 1店 | 東京都中央区 | 1店 |
| | | 東京都港区 | 3店 | 東京都渋谷区 | 3店 |
| | | 神奈川県横浜市 | 1店 | 東京都目黒区 | 1店 |
| | | 大阪府大阪市 | 1店 | 千葉県船橋市 | 1店 |
| 権八 | 6 | 東京都中央区 | 1店 | 東京都港区 | 2店 |
| | | 東京都渋谷区 | 1店 | 神奈川県横浜市 | 1店 |
| | | 東京都世田谷区 | 1店 | | |
| ディナーレストラン | 7 | 東京都港区 | 2店 | 東京都渋谷区 | 5店 |
| フードコロシウム | 1 | 栃木県那須塩原市 | 1店 | | |
| その他 | 2 | 東京都中央区 | 1店 | 東京都文京区 | 1店 |
| 合計 | 47 | — | | | |

(注) 前事業年度まで「ラ・ボエム」に含めておりました「LB6」及び「LB8」は、「ディナーレストラン」へ変更しております。

グローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニア

(米国子会社)

(1) 本社事務所 米国カリフォルニア州

(2) 店 舗

| 営業形態区分 | 店舗数 | 所在地別 | |
|-----------|-----|------------|----|
| ディナーレストラン | 1 | 米国カリフォルニア州 | 1店 |
| その他 | 1 | 米国カリフォルニア州 | 1店 |
| 合計 | 2 | — | |

⑨ 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

(1) 企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----------|------------|-----------|----------|
| 名 254 | 名 11(増) | 歳 32.7 | 年 3.7 |

(注) 従業員に臨時従業員は、含まれておりません。なお、臨時従業員の平成28年12月における平均雇用人員は786名（8時間×20日を1名として換算）であります。

(2) 当社の従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-----------|----------|
| 名 246 | 名 8(増) | 歳 32.6 | 年 3.8 |

(注) 従業員に臨時従業員は、含まれておりません。なお、臨時従業員の平成28年12月における平均雇用人員は、746名（8時間×20日を1名として換算）であります。

⑩ 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---------------|-----------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 595,260千円 |
| 株式会社静岡銀行 | 130,024千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 100,000千円 |

II 会社の株式に関する事項

株式の状況

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 16,896,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 10,081,100株 |
| ③ 期末株主数 | 3,715名 |
| ④ 大株主 | |

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|------------------------|-------|-------|
| | 千株 | % |
| 長谷川耕造 | 6,293 | 62.43 |
| 有限会社スペースラブ | 792 | 7.86 |
| ハセガワインターナショナルトレードカンパニー | 626 | 6.21 |
| 株式会社古舘篤臣総合事務所 | 102 | 1.01 |
| 皆川源 | 50 | 0.50 |
| マネックス証券株式会社 | 47 | 0.47 |
| デービット・リープレック | 24 | 0.25 |
| 日本証券金融株式会社 | 22 | 0.22 |
| 小林庸麿 | 21 | 0.22 |
| 小野好夫 | 20 | 0.20 |

(注) 持株比率は、自己株式210株を控除して算出しております。

III 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日において、当社役員が保有している新株予約権の状況

当社取締役の状況

| | 行使価額 | 行使期限 | 新株予約権の 数 | 目的となる株式 の種類及び数 | 発行 価額 | 保有 者数 |
|-----------|------|------------|-------------|-------------------|----------|----------|
| 第12回新株予約権 | 198円 | 平成30年3月29日 | 55個 | 普通株式 5,500株 | 無償 | 1名 |
| 第14回新株予約権 | 112円 | 平成32年9月14日 | 1,950個 | 普通株式 195,000株 | 無償 | 1名 |

(注) 1. 取締役就任する以前に付与された新株予約権の個数も含めております。
2. 監査等委員である取締役及び社外取締役が保有する新株予約権等はありません。

2. 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況

| 会社における地位及び担当 | 氏名 | 重要な兼職の状況 |
|--------------|--------|--|
| 代表取締役社長 | 長谷川 耕造 | |
| 取締役総務部長 | 小林 庸麿 | |
| 取締役 | 西 マイケル | ウェッツェル・プレツェル, エルエルシー最高財務責任者 |
| 取締役(監査等委員) | 藤本 三郎 | 株式会社湘南グリーンサービス顧問 |
| 取締役(監査等委員) | 澤 健介 | 澤健介公認会計士事務所 所長 株式会社クロス・マーケティンググループ グループ経営戦略部 プロフェッショナル・マネージャー |
| 取締役(監査等委員) | 松田 純一 | 松田 綜 合法 律 事 務 所 所 長 ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社監査役 郡山ビュールホテル株式会社監査役 Dua & Matsuda Advisory株式会社代表取締役 大和ハウス不動産投資顧問株式会社監査役 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社監査役 |

- (注) 1. 取締役澤健介及び松田純一の両氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、藤本三郎氏を監査等委員会委員長に選任し、同委員長が社内の主要会議に出席して社内情報を収集、他の監査等委員に情報伝達しております。また、監査等委員会が必要に応じて監査を補佐する担当者を任命・指揮命令して監査を行う体制としており、監査等委員会の監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 監査等委員である澤健介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役澤健介及び松田純一の両氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 取締役デービット・リープレック、常勤監査役若畑博の両氏は、任期満了により平成28年3月26日開催の第43回定時株主総会終結のときをもって退任いたしました。
6. 監査役澤健介、監査役松田純一の両氏は、任期満了により平成28年3月26日開催の第43回定時株主総会終結のときをもって退任し、監査等委員である取締役に就任しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も引き続き適切な人材を確保できるようにするため、非業務執行取締役（西マイケル氏及び監査等委員である取締役三氏）との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分 | 人 数 | 支 給 額 |
|----------------------------------|------------|----------------------|
| 取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役) | 4名 (1名) | 37,634千円 (303千円) |
| 取 締 役 (監査等委員) (うち社外取締役) | 3名 (2名) | 4,950千円 (2,700千円) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 3名 (2名) | 2,500千円 (900千円) |
| 計 | 10名 | 45,084千円 |

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）及び監査役の人数・支給額には、平成28年3月26日開催の第43回定時株主総会終結のときをもって退任した社外取締役1名に対する報酬及び常勤監査役1名に対する報酬並びに退職慰労金（1,000千円）を含んでおります。
2. 監査役の人数・支給額には、監査等委員会設置会社移行前に支給した社外監査役2名に対する報酬を含んでおります。
3. 上記支給額には、取締役（監査等委員を除く）2名に対して総額134千円（うち社外取締役1名に3千円）の新株予約権にかかる費用を含んでおります。

4. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

| 氏 名 | 兼 職 先 | 当該他の法人等との関係 |
|---------|--|-------------------------------|
| 澤 健 介 | 澤 健 介 公 認 会 計 士 事 務 所 株式会社クロス・マーケティンググループ | 当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。 |
| 松 田 純 一 | 松 田 綜 合 法 律 事 務 所 ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社 郡山ビューホテル株式会社 Dua&Matsuda Advisory株式会社 大和ハウス不動産投資顧問株式会社 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社 | 当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。 |

② 主な活動状況

| | 氏 名 | 主な活動状況 |
|----------------|---------|---|
| 取締役 (監査等委員) | 澤 健 介 | 当事業年度に開催された取締役会7回のうち全てに出席し、また監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会3回のうち全てに出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会9回のうち全てに出席し、当社と関係しない独立した立場で議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、公認会計士としての会計・財務の専門的見地からの発言を行っております。 |
| | 松 田 純 一 | 当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回に出席し、また監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会3回のうち全てに出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会9回のうち全てに出席し、当社と関係しない独立した立場で議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、弁護士としての専門的見地及び豊富な監査役の経験に基づき発言を行っております。 |

V 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保する体制

当社は、平成28年3月26日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしました。改定後の内容は次の通りであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「企業理念」及び「コンプライアンス規程」を定めております。

また、その徹底を図るために、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、各部門と連携し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙・教育を実施するよう努めております。さらに、コンプライアンス上疑義ある行為について、当社及び子会社の取締役及び全ての従業員が、社内の通報窓口へ通報出来る制度を整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行うものとします。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で、定められた期間、保存・管理するものとします。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおける組織横断的なリスクについては、当社の代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、当社及び当社グループに適用される「全社リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築し、内部監査室等の指摘等を勘案し、適宜改善をしていくものとします。

不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとします。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は3ヶ月に1回以上開催され、全社リーダー会議を原則月2回定期的で開催するほか、適宜臨時に開催するものとしております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。

年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定しており、監査等委員以外の取締役、監査等委員会委員長及び各部門長により構成された全社リーダー会議において、定期的に各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとします。

また当社は、子会社について、関係会社管理規程に基づき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督します。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループの企業理念をグループ全体で遵守し、適宜に教育啓蒙活動をするものとし、子会社は重要事項決定にあたり、その決定の客観的公正性を担保する目的から、当社取締役会に付議のうえ、決定するものとし、

当社の内部監査室等は、当社グループ会社を横断的に、内部統制システムの整備を推進し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保し、その結果を定期的に取締役会、監査等委員会及び全社リーダー会議に報告するものとし、

内部監査室及び監査等委員会は、会計監査人と連携し、当社グループ全体の経営の監視、監査を実効的かつ適切に行うものとしております。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、これに応じるものとし、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、当社の監査等委員以外の取締役及び使用人は監査環境の整備に協力するものとし、

- ⑦ 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の独立性を確保するため、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人の人事及びその変更については、監査等委員会の同意を要するものとし、使用人は、監査等委員会の業務を補助するにあたって、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとし、

- ⑧ 監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の監査等委員以外の取締役及び使用人は、当社または当社グループの業務または業績に与える重要な事項を発見した場合は、遅滞なく当社の監査等委員会に報告するものとし、

前記に関わらず、当社の監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の監査等委員以外の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとし、

当社の監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室との情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとしております。

また、当社グループは、監査等委員会への報告を行った当社グループの監査等委員以外の取締役及び使用人に対し、人事その他の一切の点に関して不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底するものとします。

- ⑨ 監査等委員会の職務の執行にて生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の方針、並びに、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 各監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた年間計画に従って監査等委員以外の取締役の職務執行の監査を行うものとします。
 - 2) 監査等委員会委員長は、全社リーダー会議その他重要会議に出席するものとします。
 - 3) 監査等委員会、内部監査部門及び会計監査人の間で、定期的な会合を行うなどの密接な連携をとるものとします。
 - 4) 監査等委員会は、会合、業務執行状況についてのヒアリング等により、監査等委員以外の取締役、主要部門長との意思疎通を図るものとします。
 - 5) 監査等委員以外の取締役は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、監査等委員会と子会社の取締役等との意思疎通、情報収集・交換が適切に行えるよう協力するものとします。
 - 6) 監査等委員会は、監査等委員会の職務の遂行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を当社に請求することができ、当社は、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当企業集団は、財務報告の信頼性を確保するため、適切な内部統制システムを構築し、その運用を行うと共に、必要な是正を実施します。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 反社会的勢力を排除していくことは企業としての責務であり、業務の適正性を確保するために必要であることをすべての取締役及び使用人が深く認識し、不当要求防止責任者を設置し、所管警察・弁護士と緊密な連携をとり、反社会的勢力の要求に対しては断固たる姿勢をもって取り組む体制をとっております。

2. 業務の適正を確保する体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりであります。

- ① 「内部統制システム構築の基本方針」について平成28年3月26日の当社取締役会の決議により一部改定いたしました。当該変更の後に、社内イントラネットにて周知を図り、対応を指示いたしました。
- ② 当社取締役及び子会社の取締役並びに使用人に対し、コンプライアンス意識の徹底を図るべく、社内規程の定期的整備を行い、その内容を社内イントラネットにて周知しております。
また、取締役、監査等委員長、各部門のリーダー、及び全店舗の店長・チーフが出席する店長・チーフ会議を通じ、使用人に対してコンプライアンスに関する教育を実施し、法令及び定款を遵守するための取り組みと、内部通報制度についても使用人に対する周知を継続的に行っております。
- ③ 取締役会を3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、当社及び子会社の法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等、経営に関する重要事項を決定しております。また、取締役会には業務執行を行わない取締役である監査等委員が出席しており、月次業績報告を受けた上で、経営業績の分析・対策・評価を検討することにより、職務執行における監督及び法令・定款等への適合性を確保いたしました。
- ④ 全社リーダー会議は、原則月2回定期開催し、そのメンバーは取締役、監査等委員長、各部門長で構成されており、職務執行に関して速やかな軌道修正を可能にしております。また、全社リーダー会議後、この機関構造を基本とした上で、経営上の意思決定の透明性を確保することを目的として、民主主義のシステムを取り入れ全店舗参加の店長会議が業務執行における意思決定機関として機能しております。監査等委員長は重要会議に出席し会議の監督を行っており、その内容を監査等委員会へ情報共有しております。また、全ての会議は議事録を作成し「文書管理規程」に基づき適正に保管管理を行っております。
- ⑤ 監査等委員会は、監査等委員会設置会社移行後9回定期開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について会計監査人より四半期毎に監査の報告を受け監査の方法の検討を行いました。また、事務局を設置し監査等委員会の職務を補助する体制をつくり、監査等委員会からの質問、情報提供依頼等に対応できる体制と、会計監査人及び内部監査室と意思疎通・連絡・報告を密接に行える体制を確保しております。
- ⑥ 組織横断的なリスクについては、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、総務管理グループが事務局となり迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制と適切な対応を図るべく、組織体制整備の充実に取り組んでおります。

⑦ 反社会的勢力の要求に対しては断固たる姿勢を持って取り組む体制に取り組んでいるほか、契約書等での反社会的勢力排除条項の記載と不当要求防止責任者を配置しており、所轄警察署及び顧問弁護士と緊密な連携を取っております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループでは、会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

VI 会計監査人に関する事項

1. 名称

新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

| | 支払額 |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 21,700千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,700千円 |

- (注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

6. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付けで発表した懲戒処分等の概要

- ① 処分対象
新日本有限責任監査法人
- ② 処分内容
契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
業務改善命令(業務管理体制の改善)
- ③ 処分理由
ア 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため
イ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたため

VII 剰余金の配当等の決定に関する方針

1. 剰余金の配当等に関する中長期的な方針

当社は、株主の皆様への利益還元が重要な経営施策の一つであるとの認識の下、企業価値及び株主価値の持続的な向上を目指し、収益基盤の強化と財務体質の健全化の両立を図りつつ、成長投資と株主資本の充実とのバランスを考慮しながら、業績に裏付けられた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、新規出店の設備投資及びシステム整備など、企業価値向上に資するさまざまな投資に活用することで、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただき所存であります。

2. 当期の配当等の決定の理由

当期期末配当金につきましては、親会社株主に帰属する当期純損失が80百万円となり、今後も依然として厳しい事業環境等が予想されることにより、財務体質の健全性を図ることを最重要課題と位置づけ、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 1,361,742 | 流動負債 | 1,468,935 |
| 現金及び預金 | 607,217 | 買掛金 | 376,889 |
| 売掛金 | 392,255 | 1年内返済予定の長期借入金 | 245,684 |
| 商品及び製品 | 15,295 | リース債務 | 4,632 |
| 原材料及び貯蔵品 | 171,856 | 未払金 | 182,135 |
| 前渡金 | 647 | 未払費用 | 360,490 |
| 前払費用 | 120,363 | 未払法人税等 | 63,434 |
| 繰延税金資産 | 31,584 | 未払消費税等 | 70,752 |
| その他 | 22,521 | 前受金 | 20,407 |
| 固定資産 | 6,246,280 | 預り金 | 38,816 |
| 有形固定資産 | 4,860,161 | 前受収益 | 83,174 |
| 建物及び構築物 | 1,899,813 | 店舗閉鎖損失引当金 | 4,696 |
| 車両運搬具 | 4 | 資産除去債務 | 17,820 |
| 工具、器具及び備品 | 269,658 | 固定負債 | 2,020,480 |
| 土地 | 2,678,860 | 社債 | 670,000 |
| リース資産 | 11,397 | 長期借入金 | 701,914 |
| 建設仮勘定 | 426 | リース債務 | 11,612 |
| 無形固定資産 | 7,962 | 退職給付に係る負債 | 32,883 |
| ソフトウェア | 7,478 | 繰延税金負債 | 36,473 |
| 電話加入権 | 483 | 資産除去債務 | 567,595 |
| 投資その他の資産 | 1,378,157 | 負債合計 | 3,489,415 |
| 投資有価証券 | 31,315 | 純資産の部 | |
| 長期前払費用 | 14,115 | 株主資本 | 4,208,722 |
| 差入保証金 | 1,332,725 | 資本金 | 1,474,256 |
| | | 資本剰余金 | 2,129,256 |
| | | 利益剰余金 | 605,427 |
| | | 自己株式 | △218 |
| | | その他の包括利益累計額 | △106,785 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 6,636 |
| | | 為替換算調整勘定 | △113,422 |
| | | 新株予約権 | 16,670 |
| | | 純資産合計 | 4,118,607 |
| 資産合計 | 7,608,023 | 負債純資産合計 | 7,608,023 |

連結損益計算書

(自 平成28年1月1日
至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------|-----------|
| 売 上 高 | 9,755,362 |
| 売 上 原 価 | 8,860,308 |
| 売 上 総 利 益 | 895,054 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 903,568 |
| 営 業 損 失 | 8,513 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 為 替 差 益 | 7,819 |
| 協 賛 金 収 入 | 8,526 |
| 設 備 賃 貸 料 | 9,648 |
| そ の 他 | 21,259 |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 利 息 | 23,756 |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 4,548 |
| そ の 他 | 708 |
| 経 常 利 益 | 9,727 |
| 特 別 損 失 | |
| 減 損 損 失 | 32,930 |
| 店 舗 閉 鎖 損 失 | 6,318 |
| 税金等調整前当期純損失 | 29,522 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 52,641 |
| 法人税等調整額 | △1,867 |
| 当期純損失 | 80,295 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | 80,295 |

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年1月1日
至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|---------|--------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 1,473,579 | 2,128,579 | 688,653 | △3,582 | 4,287,230 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の 行使) | 677 | 677 | — | — | 1,354 |
| 親会社株主に 帰属する当期 純損失 | — | — | △80,295 | — | △80,295 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △4 | △4 |
| 自己株式の処分 | — | △2,930 | — | 3,369 | 438 |
| 利益剰余金から 資本剰余金への 振替 | — | 2,930 | △2,930 | — | — |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | — | — | — | — | — |
| 当期変動額合計 | 677 | 677 | △83,226 | 3,364 | △78,507 |
| 当期末残高 | 1,474,256 | 2,129,256 | 605,427 | △218 | 4,208,722 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|------------------|--------------|-------------------|--------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | その他の包括 利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 7,148 | △79,037 | △71,888 | 10,510 | 4,225,851 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の 行使) | — | — | — | — | 1,354 |
| 親会社株主に 帰属する当期 純損失 | — | — | — | — | △80,295 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | — | △4 |
| 自己株式の処分 | — | — | — | — | 438 |
| 利益剰余金から 資本剰余金への 振替 | — | — | — | — | — |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | △511 | △34,384 | △34,896 | 6,160 | △28,736 |
| 当期変動額合計 | △511 | △34,384 | △34,896 | 6,160 | △107,243 |
| 当期末残高 | 6,636 | △113,422 | △106,785 | 16,670 | 4,118,607 |

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 1,306,957 | 流動負債 | 1,440,178 |
| 現金及び預金 | 574,639 | 買掛金 | 369,388 |
| 売掛金 | 386,377 | 1年内返済予定の長期借入金 | 245,684 |
| 商品及び製品 | 15,295 | リース債務 | 4,632 |
| 原材料及び貯蔵品 | 162,657 | 未払金 | 182,135 |
| 前払費用 | 113,942 | 未払費用 | 347,798 |
| 繰延税金資産 | 31,584 | 未払法人税等 | 63,434 |
| その他 | 22,460 | 未払消費税等 | 65,998 |
| 固定資産 | 6,723,101 | 前受金 | 16,599 |
| 有形固定資産 | 3,356,721 | 預り金 | 38,816 |
| 建物 | 1,304,058 | 前受取益 | 83,174 |
| 構築物 | 11,783 | 店舗閉鎖損失引当金 | 4,696 |
| 車両運搬具 | 4 | 資産除去債務 | 17,820 |
| 工具、器具及び備品 | 116,709 | 固定負債 | 1,898,165 |
| 土地 | 1,912,340 | 社債 | 670,000 |
| リース資産 | 11,397 | 長期借入金 | 579,600 |
| 建設仮勘定 | 426 | リース債務 | 11,612 |
| 無形固定資産 | 7,962 | 退職給付引当金 | 32,883 |
| ソフトウェア | 7,478 | 繰延税金負債 | 36,473 |
| 電話加入権 | 483 | 資産除去債務 | 567,595 |
| 投資その他の資産 | 3,358,417 | 負債合計 | 3,338,344 |
| 投資有価証券 | 19,666 | 純資産の部 | |
| 関係会社株式 | 1,368,621 | 株主資本 | 4,668,406 |
| 関係会社長期貸付金 | 624,125 | 資本金 | 1,474,256 |
| 長期前払費用 | 13,278 | 資本剰余金 | 2,129,256 |
| 差入保証金 | 1,332,725 | 資本準備金 | 2,129,256 |
| | | 利益剰余金 | 1,065,111 |
| | | 利益準備金 | 8,614 |
| | | その他利益剰余金 | 1,056,497 |
| | | 別途積立金 | 3,500,100 |
| | | 繰越利益剰余金 | △2,443,602 |
| | | 自己株式 | △218 |
| | | 評価・換算差額等 | 6,636 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 6,636 |
| | | 新株予約権 | 16,670 |
| | | 純資産合計 | 4,691,714 |
| 資産合計 | 8,030,058 | 負債純資産合計 | 8,030,058 |

損 益 計 算 書

(自 平成28年1月1日
至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高 | | 9,445,869 |
| 売 上 原 価 | | 8,407,122 |
| 売 上 総 利 益 | | 1,038,747 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 861,672 |
| 営 業 利 益 | | 177,075 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 協 賛 金 収 入 | 8,526 | |
| 受 取 賃 貸 料 | 4,233 | |
| 設 備 賃 貸 料 | 8,329 | |
| そ の 他 | 15,725 | 36,814 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 11,696 | |
| 社 債 利 息 | 12,060 | |
| そ の 他 | 3,713 | 27,469 |
| 経 常 利 益 | | 186,420 |
| 特 別 損 失 | | |
| 減 損 損 失 | 32,930 | |
| 店 舗 閉 鎖 損 失 | 6,318 | 39,249 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 147,170 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 52,641 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △1,867 | 50,773 |
| 当 期 純 利 益 | | 96,397 |

株主資本等変動計算書

(自 平成28年1月1日)
(至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-------|-----------|-------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | | その他利益剰余金 | 繰越利益 剰余金 | |
| | | | | | | 別途積立金 | | |
| 当期首残高 | 1,473,579 | 2,128,579 | — | 2,128,579 | 8,614 | 3,500,100 | △2,537,069 | 971,644 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の 行使) | 677 | 677 | — | 677 | — | — | — | — |
| 当期純利益 | — | — | — | — | — | — | 96,397 | 96,397 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 自己株式の処分 | — | — | △2,930 | △2,930 | — | — | — | — |
| 利益剰余金から 資本剰余金への 振替 | — | — | 2,930 | 2,930 | — | — | △2,930 | △2,930 |
| 株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額) | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 当期変動額合計 | 677 | 677 | — | 677 | — | — | 93,466 | 93,466 |
| 当期末残高 | 1,474,256 | 2,129,256 | — | 2,129,256 | 8,614 | 3,500,100 | △2,443,602 | 1,065,111 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|--------|-----------|------------------|----------------|--------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当期首残高 | △3,582 | 4,570,221 | 7,148 | 7,148 | 10,510 | 4,587,880 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の 行使) | — | 1,354 | — | — | — | 1,354 |
| 当期純利益 | — | 96,397 | — | — | — | 96,397 |
| 自己株式の取得 | △4 | △4 | — | — | — | △4 |
| 自己株式の処分 | 3,369 | 438 | — | — | — | 438 |
| 利益剰余金から 資本剰余金への 振替 | — | — | — | — | — | — |
| 株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額) | — | — | △511 | △511 | 6,160 | 5,648 |
| 当期変動額合計 | 3,364 | 98,185 | △511 | △511 | 6,160 | 103,833 |
| 当期末残高 | △218 | 4,668,406 | 6,636 | 6,636 | 16,670 | 4,691,714 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月21日

株式会社グローバルダイニング
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中山 清美 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 博貴 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローバルダイニングの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルダイニング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 2月21日

株式会社グローバルダイニング
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中山 清美 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 博貴 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローバルダイニングの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行について監査をいたしました。その方法と結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実行しました。

- ① 監査等委員会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し取締役及び使用人等からその業務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については子会社の監査等委員以外の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月21日

株式会社グローバルダイニング 監査等委員会

監査等委員長 藤 本 三 郎 ⑩
監 査 等 委 員 澤 健 介 ⑩
監 査 等 委 員 松 田 純 一 ⑩

(注) 監査等委員 澤健介氏及び松田純一氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 | 当社との 特別の 利害関係 |
|--|--------------------------------------|---|----------------|---------------------|
| 1 再任 | はせがわ こうぞう 長谷川 耕 造 (昭和25年3月9日生) | 昭和48年10月 有限会社長谷川実業設立 代表取締役 昭和60年2月 長谷川実業株式会社(現株式会 社グローバルダイニング) 代表 取締役 平成16年3月 当社取締役、代表執行役社長 平成22年3月 当社代表取締役社長(現任) | 6,293,500 株 | あり (注1,2) |
| <p><候補者とした理由> 候補者は、創業者であり、長年にわたり当社の経営の先頭に立ち、強力なリーダーシップの下で当社グループの発展に貢献してきました。このような豊富な経営経験と実績、培われた見識が当社グループの企業価値向上に欠かせないことから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p> | | | | |
| 2 再任 | こばやし つねまる 小林 庸 麿 (昭和48年4月17日生) | 平成4年4月 株式会社ホテルクレスト入社 平成9年6月 株式会社J.Kレストランサービ ス入社 平成11年7月 当社入社 平成13年3月 当社代官山モンズーンカフェ ーフ 平成14年4月 当社モンズーンカフェコンセ プトシェフ 平成21年4月 当社執行役モンズーンカフェ コンセプトシェフ 平成21年12月 当社執行役モンズーンカフェ② センターリーダー 平成22年3月 当社モンズーンカフェ②セン ターリーダー 10月 当社モンズーンカフェコンセ プトシェフ 平成23年8月 当社執行役員総料理長兼モン ズーンカフェコンセプトシェフ 平成24年3月 当社取締役総料理長(現任) | 21,800株 | なし |
| <p><候補者とした理由> 候補者は、長年にわたり調理関連業務に従事し、豊富な業務経験と知見を有するとともに、総料理長として当社グループの商品開発の中心的な役割を担っております。また、常に公正な立場で人材の能力をポジティブに評価する能力に優れていることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p> | | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 | 当社との 特別の 利害関係 |
|--|--------------------------------|--|----------------|---------------------|
| 3 再任 | にし 西 マイケル (昭和44年11月24日生) | 平成5年8月 デロイト&トウシュエー・エル エルピー ロサンゼルス事務所 入所 平成9年8月 アジアネット株式会社 代表取締役 平成13年10月 ムーア・ストラテジック・パ リ ュー・パートナーズ・ジャ パ ン 入 社 平成14年12月 当社入社 最高財務責任者 平成17年7月 一平レストランツ・エルエルシ ー 最高財務責任者 平成20年7月 イノベーターダイニンググル ー プ・エルエルシー 最高財務 責 任 者 平成24年7月 スレータズ50/50・インク 最 高 財 務 責 任 者 平成25年3月 当社取締役 (現任) 平成26年7月 ウェッツェル・プレッツェル、 エルエルシー 最高財務責任者 (現任) | 1,000株 | あり (注3) |
| <p><候補者とした理由> 候補者は、米国公認会計士の資格を持ち、財務分野における豊富な業務経験と知見を有するとともに、当社をはじめとするレストラン企業の経営に長年携わっていることから、的確な助言・アドバイスを受けられること、また当社の業務執行に対して適切な監督をいただけるものと考え、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p> | | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 | 当社との 特別の 利害関係 | |
|---|----------------------------|--------------------|---|---------------------|----|
| 4 新任 | トム・カーディナス (昭和38年1月30日生) | 昭和56年6月 | ベニハナオブトーカー、インク入社 | 0株 | なし |
| | | 昭和59年1月 | ミツクラボウエキ・エルエルシー 「コウベミノノヒバチステーキハウス」サンディエゴ店アシスタントマネージャー | | |
| | | 昭和60年5月 | ユージーアンドアソシエイツ・エルエルシー 「チャャブラッセリー」ロサンゼルス店アシスタントマネージャー | | |
| | | 11月 | 同店ゼネラルマネージャー | | |
| | | 昭和63年3月 | 株式会社キハチアンドエス「レストランキハチ(東京)」ゼネラルマネージャー | | |
| | | 10月 | 同店統括マネージャー | | |
| | | 平成3年10月 | グローバルダイニング、インク。オブカリフォルニア「カフェラ・ボエム」ロサンゼルス店ゼネラルマネージャー | | |
| | | 平成9年4月 | ユージーアンドアソシエイツ・エルエルシー 「チャャブラッセリー」ロサンゼルス店ゼネラルマネージャー | | |
| | | 平成10年3月 | イノベータータイプダイニンググループ・エルエルシー オペレーション担当ヴァイスプレジデント | | |
| | | 平成29年1月 | グローバルダイニング、インク。オブカリフォルニア チーフオペレーティングオフィサー(現任) | | |
| <p><候補者とした理由> 候補者は、日本及び米国にて長年レストラン事業に携わり、店舗オペレーションやサービスの専門知識並びに指導者としてのマネジメント業務に関する豊富な経験と知見を有しております。これまでの業務経験と実績、並びに平成3年から平成9年までの当社米国子会社任職時に残した卓越した業績を評価し、平成29年1月、同社のチーフオペレーティングオフィサーとして招聘いたしました。また、創業当時の当社の企業理念を深く理解しており、当社の経営にも関与いただくことで企業価値向上に貢献いただけるものと考え、同氏を取締役候補者といたしました。</p> | | | | | |

- (注)1. 長谷川耕造氏は、当社の親会社等に該当します。グローバルダイニング、インク。オブカリフォルニアは当社の子会社であり、長谷川耕造氏は同社のCEOであります。
2. 当社は、長谷川耕造氏に対して社債を発行しております。
3. 西マイケル氏は、米国ウェッツェル・プレッツェル、エルエルシーの最高財務責任者を兼務しており、同社の行うプレッツェルチェーン店の経営等は、当社の事業と競業関係にあります。
4. 西マイケル氏が再任された場合は、業務を執行しない取締役として就任する予定ですので、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

平成28年3月26日開催の第43回定時株主総会において補欠監査等委員に選任されました山口陽子氏より、本総会開始の時をもって補欠監査等委員を辞退したい旨の申し出がありました。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 | 当社との 特別の 利害関係 |
|--|--|----------------|---------------------|
| おかもと けいこ 岡本 明子 (昭和55年10月28日生) | 平成20年12月 弁護士登録（東京弁護士会） 松田綜合法律事務所入所 （主に企業法務、事業再生、 不動産、労務、一般民事担当） | 0株 | なし |
| <p><候補者とした理由></p> <p>候補者は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、当社と関係しない独立した立場であり、弁護士の資格を有し、法律の専門家としての知識及び見識と客観的かつ女性としての視点から、当社の経営を監督していただけるものと判断し選任しています。</p> | | | |

- (注) 1. 岡本明子氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 岡本明子氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 岡本明子氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

第3号議案 取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社は、平成28年3月26日開催の第43回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）の報酬額は年額1億円以内（うち社外取締役360万円以内）とご承認いただいておりますが、当該取締役の報酬の枠内にて、当社の取締役1名に対し、ストック・オプションとして無償にて発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、割当の対象者は、経営体制強化の目的で増員する新任取締役に対してであります。

記

1. 新株予約権を取締役の報酬として付与することを相当とする理由

優秀な人材の確保、及び取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高め、株主と株価を意識した経営の推進を行うことを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）の報酬額の枠内にてストック・オプションを付与するものであります。

2. 本株主総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

本株主総会の決議により、割り当てることのできる新株予約権の数は1,000個を上限とする。また、新株予約権を行使することにより交付される当社普通株式の数は10万株（発行済株式総数比約1%）を上限とする。

但し、後述の4.（1）に定める付与株式数の調整が行われた場合は、新株予約権にかかる調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限の数を乗じた数とする。

3. 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整できるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所市場第2部における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。但し、その価額が割当日の終値（取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より平成39年3月24日までとする。但し、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者またはその相続人は、以下の区分に従って割り当てられた権利の一部または全部を行使することができる。但し、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

- i 割当日の翌日から2年を経過した日以降 割当個数の4分の1まで
- ii 割当日の翌日から4年を経過した日以降 割当個数の2分の1まで
- iii 割当日の翌日から6年を経過した日以降 割当個数の4分の3まで
- iv 割当日の翌日から8年を経過した日以降 割当個数の全部

(7) 新株予約権の取得に関する事項

①当社は、上記4.(3)の行使期間到来前に、終値が5取引日連続で行使価額に50%を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる）を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。

②当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

③新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.(6)に定める規定により本新株予約権の全部または一部について行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

④新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記4. (1)に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. (8)③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記4. (3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4. (3)に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4. (4)に準じて決定する。
- ⑦新株予約権の譲渡制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の行使の条件
上記4. (6)に準じて決定する。
- ⑨新株予約権の取得事由及び条件
上記4. (7)に準じて決定する。
- ⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (9)新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- (10)新株予約権のその他の内容等
新株予約権の募集事項及び細目等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

5. 取締役の報酬等に関する事項

当社取締役への新株予約権の割当は、その額が確定していない報酬等に該当し、その報酬等の算定方法については、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じるものとする。新株予約権1個あたりの公正価額とは、新株予約権の割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ方式を用いて算定するものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

【ご注意】本総会は、昨年と開催場所及び開始時刻が異なりますのでご注意ください。

東京都港区南青山七丁目1番5号

島根イン青山 2階パインコート

電話番号 03-3797-3399



【会場最寄駅】

- 東京メトロ 銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」下車
B3出口より「アイビー通り」を通り、徒歩約10分
- JR 「渋谷駅」東口より六本木通り沿いに徒歩約15分
- バス 「渋谷駅」から都営バス（都01系統）＜東口51番乗り場＞
新橋駅行きご乗車、約5分後『青山学院中等部前』下車、向かい側
「新橋駅」から都営バス（都01系統）＜汐留口4番乗り場＞
渋谷駅行きご乗車、約30分後『青山学院中等部前』下車、バス停前

※待合室・駐車場・駐輪場のご用意はいたしておりません。誠に恐れ入りますが、株主様でないお連れ様を伴ってのご来場や、お車・バイク・自転車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。